

西本願寺所藏の黒谷聖人繪詞傳拔書

— 天文五年の證如上人筆 —

井 川 定 慶

一、存覺袖日記

知恩院所藏の法然上人行狀繪圖四十八卷（國寶）の製作年代については元祿年間刊行された鹿谷法然院忍激の『御傳縁起』に基く徳治二年頃（上人滅後九五年—西紀一三〇七）説が定説とされていたのであるが近年史學の發達に伴ふ自由研究思想によつて學界に諸種の異説が生れた。内藤湖南博士の如きは室町末葉を唱えられ、宗門學者の間にも幾多の新説が出て從來の鎌倉末作成に疑問を抱くものがだん／＼多くなつていたのである。

ところが存覺の『袖日記』が公表され其の中に「黒谷四十八卷繪詞料紙事」が記されていることを知つて初めて以上の諸説は霧消された感がある。そして舜昌の『述懐鈔』第二十「吉水繪傳述作事」（續淨全卷四の）に

今不圖勅命ヲウケ法然上人ノ勸化ヲ畫圖ニ寫シ彌陀稱名ノ本願ヲ卷軸ニ顯ハス事偏ヘニ一念彌陀佛即滅重罪云々と自記していることも、また堺旭蓮社澄圓の『淨土十勝節箋論』卷上乾中の「持名最上勝」の段にどく
從上引上人法語人皆知之、汝胡不見乎。匪啻小師獨得之。又知恩院別當法印大和尚位舜昌、得之而爲祖

師行狀畫圖之詞

ことも再疏認されるに至つた。それまでは是等舜昌や澄圓の記述を後世よりの加筆若しくは僞作として論述されていたのである。

偕て存覺(一二九〇—一三七三)は本願寺三世覺如の長子である。當時は親鸞の大谷墓所が鳥部野からここに移建されて間もない頃で本願寺といふ名さえも漸く創稱されようとする時であつて父覺如宗主の管めた苦難は並々ならぬものであつた。

親鸞の遺骨が吉水の北邊(今の知恩院崇泰院境内)に改葬されて所謂大谷廟堂をつくり影像を安置したのは聖人の女である覺信尼と聖人の門弟との協力によつて法然廟下に近付く意圖に基くと考えらる。爾來慶長八年知恩院の擴張に當り、江戸幕府の命によつて親鸞の廟所が今の東山五條坂に移るまで存續するのであるが、其の間、知恩院と本願寺とはお互に親近であつたようである。

一例として想い浮べることがある。知恩院法然上人影像が應仁の亂を避けて江洲伊香立(今の新知恩院)に移していたところ亂治まつて文明十六年三月には京都の故地に戻り瀧生秀紀の寄進で影像の修理がなされたことは知恩院文書によつて知られる。其の際に影像の衣色が香衣色に塗り更えられたらしい。それでは「墨染の聖者」と稱せられた法然上人には相應しくないといふので文明十九年正月本願寺蓮如は弟子順哲を使はして其の異形を確め更に後日蓮如上人自ら知恩院周舉珠琳(二十二世)にあつて話しあいもとの緇衣に復舊せしめ「此當院榮昌之徵也。仍贈錢千疋一賀之。」したところ、果せるかな「明日禁廷供金若干於像前。院主因得再修祖服等」、深歎師言不虛。」といふ一件が『本願寺通紀』に記載あるを擧げることが出来るのである。

偕て話をもとに戻す。親鸞墓堂の土地であるが、これはもと／＼禪念(覺信尼の後夫)が買得していたものを墓

所とするに際し其の室覺信尼に譲ると共に其のあと其れを實子一名丸に譲るか否かは一に覺信尼の意志に任かすと特記して與えている。されば大谷の墓地敷地は全く覺信尼の私有になつていたものを禪念の没後に覺信尼は私有を改めて宗祖親鸞の墓所として寄進するといふことを東國門弟に通達し其の條件として此の廟堂を預かる留守職は自分の子孫が繼承することを約束している。

そして覺信尼のあとには禪念の子でなく、先夫の長子覺惠が第二代をつぎ其の長子覺如が第三代となる。處が覺信尼と禪念との間に生れている唯善（覺惠の異父弟・幼名一名丸）は父が大谷の墓地を提供している因縁に頼よつて大谷墓所の管領を企圖しあらゆる策謀を巡らして覺惠、覺如の父子を惱ましめるのである。それにしても覺如は、東國の門徒に説き、且つ支えられた。そして正安三年（一三〇二）には鹿島門徒の長井の導信の請を入れて『拾遺古德傳』九巻を作り法然上人の行狀を記すと同時に宗祖親鸞の行實を併せ記することによつて祖徳顯彰と覺惠、覺如を中心とする大谷教團の確立に力めている。

其の後覺如は青蓮院に於て唯善と對決して破り大谷墓堂の恢復に努め漸く第三代留守職につくべきところまでこぎつけ乍ら一部門徒が性善なるものを推して大谷を留守せしめようとし、また他面には地方門徒の間に覺如を斥けて其の長子存覺を留守職に擁立する機運が見られ、遂に覺如、存覺父子義絶という不幸をさえ招いている。存覺には父に背く邪心はなく、飽くまで、孝養を盡して漸く父の怒りを解くことが出来たが、覺如は第三代留守職とはなり得ても大谷に安住する日も短い苦難つづきのうちに覺如は觀應二年（一三五二）正月十九日八十二歳をもつて遷化するのである。（本願寺史参照）

時は南北朝の戦亂で加茂川の西や北の方面はことさら騷擾であり大谷の坊舎も窮迫の状態にあつたのである。

『存覺袖日記』に

老上人御終焉、觀應二年正月十九日酉之中刻也

一、 廿一日葬送ノ事 河島ハ程遠ク所整（務？）ノ障リアレバ 大祖舊例ニマカセ 延仁寺可然 問答

當住誓阿懇義ニ取持 廿三日朝出棺（下略）

と記している。法印宗昭（覺如）は今の知恩院境内崇泰院の地に於て入寂したのであるから本寺ともいうべき知恩院の誓阿が懇切にお取持して葬儀を送り出して何の不思議もないのである。

當住誓阿とあるけれども觀應二年正月はまだ十世西阿住職時である。今知恩院史を照合するに、八世如一國師の在住は西紀一二九三—一三二一年、九世舜昌は一三二一—一三五年そして十世西阿（一三三五—一三五五）十一世圓智（一三五五—一三七七）を経て誓阿（一三五七—一三七五）は十二世である。

さて『存覺袖日記』の「黒谷四十八卷繪詞料紙事」の年次はいつであつたか不明であるけれども四十八卷傳の作者舜昌（知恩院九世）の世代には存覺は既に立派に活躍していた筈であるし、知恩院と本願寺とは上と下に分れてゐるが距離も近く葬送の記事から想察して親近の間柄にあつたのであるから知恩院所蔵の四十八卷傳を存覺による書寫は舜昌（九世）の晩年か西阿（十世）の世代であらうと考えられる。即ち『袖日記』四二に

黒谷四十八卷繪詞

杉原四半紙五行定

第一 第一卷ヨリ
第五卷マデ

三十六丁

- 第二 第六卷ヨリ 三十九丁
第十卷マデ
- 第三 第十一卷ヨリ 四十五丁
第十六卷マデ
- 第四 第十七卷ヨリ 五十丁
第二十卷マデ
- 第五
- 第六
- 第七
- 第八
- 第九 第四十一卷ヨリ 六十二丁
第四十五卷マデ
- 第十 第四十六卷ヨリ 三十八丁
第四十八卷マデ

と記されている。存覺が四十八卷傳を書寫しているならば其の父覺如が撰述した『拾遺古徳傳』九卷との作製間隔は接近していたことが知られる。

ところが其の存覺書寫の繪詞が現存の四十八卷傳（國寶）と合することによつて成立つ考えである。存覺本と現存國寶本とは共に四十八卷傳であつても内容が全く異つていては舜昌作説をゆるがすことになるのである。存覺の書寫本は現在存否不明であつて照合することが出来ないが唯一つ傍證となるものが遺されている。即ち西本願寺寶庫に天文五年證如上人の奥書「黒谷聖人繪詞拔書」の存することである。存覺本をうけつぐものが西本願寺現存の

證如本であることを次に證明して舜昌作説を確かにしたいと考える所以である。

二、天文五年の書寫本

佛教大學圖書館所蔵の訪書録で此の證如本のあるを知り龍谷大學教授宮崎円遵博士の御厚配によつて西本願寺寶庫秘蔵書を特別拜閲するの機會に恵まれたのである。

外題に「黒谷聖人繪詞傳拔書 證如上人臺」と記され墨付紙數七十九枚の假名は片假名を用いた寫本である。開卷第一頁の内題は「黒谷上人傳繪詞第二十一卷」とあり

第一段聖人常ニ被仰ケル御詞

とあつて「上人曰ク云々」以下連記されている。そして本書には四十八卷の中、第三十卷までを収録している。知恩院原本と校合するに先づ繪相のないことに氣がつくのである。然し其の詞書のみについて云えば假名を漢字に書きかえるところはあるにしても大體に於て省略する事もなく忠實に書寫されている。但しところ／＼落丁があり、落丁の一部は巻尾に補綴されているのは傳持の間に損失しそれを後世修補裝幀の際における過誤の結果である。

ここで惟うに存覺が舜昌本（知恩院原本）を書寫する時に既に繪相は除いていたであろう事は「料紙の數」から推察して確かである。其の存覺本の内容を其のまま着實に證如上人がうけついで複寫されたものである。或は若し存覺本と證如本との間に介在本があつたとしても其の内容にはさほどの差異もなかつたであらう。

本書の表題に「拔書」と添付されていることは詞書の抄略を意味するものでなく「繪詞傳」とあるのに「繪相」を省略していることを意味していると解すべきである。

此の證如本は『存覺袖日記』に謂ふところの第五と第六の内容に該當する部分である。『袖日記』にはこの第五から次の第八までの巻數を示してはいないけれども、第一から第四までを類推すると一冊に五巻宛収めていたものでここでは「第五」に第二十一巻から廿五巻まで「第六」に第廿六巻から第三十巻までを記載されることになる。ところが此の寫本の初めは上記の如く「黒谷上人繪詞第廿一卷」と委しく書くが次からは「第廿二巻」、「第廿三巻」、「第廿四巻」、「第廿五巻」（但し此の第廿五巻のみは首題から一丁分缺けて「不隔若は佛の在世の衆生、もしは佛の滅後の衆生云々」となつてはいるが）となつており、第廿六巻になると、全く紙を改めて

黒谷上人繪詞第廿六巻

第一段

として「武藏國の御家人云々」と寫している。

そして「第廿七巻」「第廿八巻」「第廿九巻」とつづき、第廿九巻の最後のところで光明房宛の沙門源空の書狀が半分ほど逸して次の「第三十巻」とあるべきところもなく、第三十巻の本文の「上人の師範功德院の肥後云々」と續いている。

上記で知られるであらうが第廿六巻は具書にされていて存覺本の「第六」の初めに該當するものである。

さて奥書としては「于時天文五年丙申六月八日釋證如之書」と自署されており、それが本文と同筆蹟であるから他をして書寫せしめられたものでなく證如上人御自筆本である。恐らく第一巻から廿巻、また第三十一巻から四十八巻までの分も書寫せられたのであらうが大坂石山本願寺、和歌山鷺森、貝塚、大坂天満そして京都へと本願寺が轉々せられた間に散佚したものであらう。

この第廿一卷から三十巻までにしても前記にところく脱落あるを擧示したが具體的に示せば巻尾に第廿七巻の第二段後半に當る熊谷入道蓮生自筆發願文の「同廿二日の夜、阿彌陀佛に申さく」から「彌陀の本願見うらやませ給へとおこしたり。故に上品」までと、同じ第廿七巻の第四段の源空上人より熊谷入道宛て書狀の「申に不及目出度候へ」から「熊谷入道殿」までが添えられている次第で、一時バラバラになつていたのをとりあえずまとめられたものであつて、存覺寫本の「第五」、「第六」収録を保存せられたものと察せらる。

三、四十八傳の複本

證如本が四十八卷傳複寫本中の地位を考えてみよう。

1、完本 法然上人行狀繪圖四十八卷傳は餘りに浩漭である爲めに完全な寫本は少ないのである。最も古いものには(A)奈良縣當麻寺奥院の四十八卷傳で夙に國寶(今の重文)指定となつており、次は江戸中期に當麻本を繪詞ともに複寫したのが(B)桑名市吉津屋町久村源助氏所藏(今は二卷佚して四十六卷)である。そして(C)幕末に冷泉爲恭が幕命をうけて知恩院原本を書寫する際に自らの爲めの分も便乗作成し門弟の協力をうけて三本作つてゐる。今は知恩院と増上寺と名古屋市の某家(若州小濱酒井家舊藏)に傳はるも、各本佚脱多し。

2、版本 尚ほ元祿十年(一六九七)正月十八日に法然上人に「圓光大師」謚號宣下があつたので此の榮譽を宣布せんとして義山に詞書を読み易く手を加えしめ、雲竹が詞書、古礪が繪相を擔當してA「圓光大師行狀畫圖」と題して知恩院から版行している。義山の加筆があるだけに原本と比較して出入がある。それは兎も角これを見て更に複製した押繪風の四十八卷傳などつくられているが、一般に流布している四十八卷傳の詞書は大抵これによつてい

るから研究者は注意すべきである。但し中外出版の大正新校本、日本繪巻物集成本、法然上人傳全集（三書とも井川校訂）は原本に随つてゐる。

これより先き寛永二十一年（一六四四）正月 B、『黒谷上人傳繪詞』と題し一部十冊本、片假名畫圖なしの版刻があり、次いで寛文六年（一六六六）二月には C、一部十冊で平かな繪入本の刊行がある。

3、抄本 四十八巻があまりに膨大であるので抜抄した古いものは大正十四年春京都大學寄托中に近衛家文書の整理をするうちに見出した『黒谷上人繪詞抜書』（所謂近衛本）である。永享九年（一四三七）八月江洲金勝寺に於て右筆玉泉坊覺泉（持主正玉）とあるのを文安四年（一四四七）十月廿五日重寫したものである。

4、詞書のみ A、存覺本 上述の『存覺袖日記』に記すところであるが其の原本は佚している。

B、證如本 西本願寺所藏の天文五年（一五三六）六月八日の證如寫本であるが、前述の如く今は卷二十一より卷三十までしか保存されていないが、本文を省略なく書寫している點で當麻本につくべき位置にあるものである。

C、燈譽本 永祿元年（一五五八）八月廿五日燈譽八十六歳の書寫を臺本として二十一年後の天正九年（一五七九）六月二十五日に三十郎三慶が轉寫したもので袋綴装であり泉州某氏の所藏である。

D、徳富本 徳富蘇峯遺愛本で、慶長十二年（一六〇七）正月京都大宮歸命院住僧文譽の書寫にかかる袋綴本である。

E、尊光親王本 後水尾天皇は知恩院尊光親王を召して四十八巻傳をとりよせ親しく叡覽ありて

これ希代の名物なり、殊に數百年の星霜をおくり應仁の災火をものがれて四十八巻具足して今の世まで傳りけるも又奇なり。よろしく科重して宗門萬代の規模にそなふべし

と勅註あり、後昆に傳えんが爲めに複製を企てられたが事の半ばにして尊光法親王の示寂にあい、遂に御沙汰止みになつたと「知恩院舊記拔萃」に認めているところで勿論原本はない。

5、繪相のみ古畫目録本 A、「法然上人四十八卷傳 從四位下刑部大輔飛彈守光秀」と B、「法然上人繪傳四十八卷摹本、狩野周信、同古信」の二點を収載しているが兩本とも其の所在を明かにしないので果して繪相、詞書ともに完備しているものが、其の何れか一つなるやまた抄寫であるか知る由もないが、畫師の名から想察して繪相を主としたものと考えらる。

C、金刀比羅本 香川縣金刀比羅宮所藏である。もとく冷泉爲恭の遺稿品である。爲恭の筆になる宸翰覺書斷簡の他に法然上人繪殘缺二十二軸あり其の一に「已上四十八卷 狩野永納寫之」と署名したのもあり一見に値するものである。(以上拙著の法然上人繪傳の研究参照) (昭和三八・六・二五稿)